



出身国情報クエリー

COI Query

ID 番号 G-2013-1a

回答日 2013年6月20日

東京大学大学院総合文化研究科
難民移民ドキュメンテーションセンター
Center for Documentation of Refugees and Migrants
〒153-8902 目黒区駒場 3-8-1 東京大学駒場キャンパス 9 号館 307
TEL/FAX 03-5465-8846 <http://cdr.c.u-tokyo.ac.jp/>

Q. ガーナ: ボルタ (Volta) 州 Hohoe 村におけるイスラム教徒が置かれている現状および 2012 年 6 月に同村 Zongo 地区で起きた宗教指導者の死体埋葬を巡る衝突、特にその刑事処罰の取り扱い(特定の宗教の信者や特定の部族のみが処分されるなどの不公平な対応がとられているかどうか。)

キーワード: Ghana, Hohoe, Muslim, Zongo, Murder, Bury, 2012, ボルタ、ヴォルタ、ホホエ地区、オートボルタ、ブルキナファソ、回教徒、イスラム教徒、エウエ人、zongo 地区、ゾンゴ、アルハジアルハサン

以下の情報は、所定の時間的制約の中で、上記のとおり与えられた質問(クエリ)に関連する情報について、東京大学 CDR が難民認定申請者および認定権者の双方とも距離を置いた中立な第三者として、回答日時に入手可能な公開情報を調査した結果として提示されるものである。

この情報は、難民認定における最終判断を誘導する目的で提供されるものではなく、難民認定申請および審査のための調査に必要な材料提供の一貫として行われるものに過ぎない。本来、言及されている情報はいずれもそれぞれ原文の文脈を離れて部分的に利用できるものではないことを踏まえ、最終的には判断権者にその活用の是非を委ねるものである。

なお、個別の申請について申請者や質問者の個人情報が間接的にせよ特定される危険性のある質問には、そもそも回答していない。

すべての情報の著作権はその著者に帰属するものであり、この回答における情報の如何なる二次使用も著作権の保護に十分配慮した方法によらなければならない。

本文中の「公表日」および「閲覧日」における表記法は、「日/月/西暦年」である。ページ左記の「行番号」は、情報を正確に指摘するため、ページ右下のページ番号とともに適宜利用されたい。

出身国情報クエリー

COI Query

ID 番号 G-2013-1a
回答日 2013年6月20日

Q. ガーナ: ボルタ(Volta)州 Hohoe 村におけるイスラム教徒が置かれている現状および 2012 年 6 月に同村 Zongo 地区で起きた宗教指導者の死体埋葬を巡る衝突、特にその刑事処罰の取り扱い(特定の宗教の信者や特定の部族のみが処分されるなどの不公平な対応がとられているかどうか。)

行番号

【G-2013-1 の補足情報】埋葬事件の背景と経緯に関する情報の文脈整理

紛争の経緯は、本クエリーの回答において重要であると考えます。COI クエリーに対しては【G-2013-1】において回答しておりますが、本文書【G-2013-1a】においては、ホホエ村における 2012 年 6 月の紛争を理解し、迫害の有無を判断する材料としていただくため、情報の精度は必ずしも期待できませんが、紛争の契機について比較的具体的に記されているいくつかの情報を、流れに沿って紡ぎながら要点紹介します。

なお、簡略化のため、出典は URL のみ記載することにします。

出典)

<http://www.modernghana.com/news/400791/1/curfew-imposed-at-hohoe.html>

ホホエからの報告によると、あるゾンゴ住民がある病院の近辺で仕事をしていた時に感電した、とあります。

Reports from Hohoe indicate that a member of the Zongo community there was electrocuted while working in the vicinity of the hospital.

その感電した彼が病院に担ぎ込まれたとき、病院は保険証の提示を求めた、とのこと。When he was sent to the hospital for medical attention, the authorities allegedly demanded his health insurance card.

その男の保険証が病院に届けられた時には、身元も不明な状態で彼は既に死んでいたといえます。

By the time the insurance card was sent to the hospital, the young man, whose identity was not immediately known, had died.

出身国情報クエリー

COI Query

ID 番号 G-2013-1a
回答日 2013年6月20日

Q. ガーナ: ボルタ(Volta)州 Hohoe 村におけるイスラム教徒が置かれている現状および2012年6月に同村 Zongo 地区で起きた宗教指導者の死体埋葬を巡る衝突、特にその刑事処罰の取り扱い(特定の宗教の信者や特定の部族のみが処分されるなどの不公平な対応がとられているかどうか。)

行番号

1 この男の死は、ゾンゴの若者たちを怒り狂わせたようです。そして若者たちの一人はその
2 病院のスタッフ数名を殺害したとされています。

3 The death of the young man was said to have angered some of the Zongo youth, who
4 allegedly assaulted some members of staff of the hospital.

5
6 そしてこのようなゾンゴの若者たちの行動に"The traditional authorities"は怒り、イスラ
7 ム教徒たちに対して、ホホエ全域における死体の埋葬を禁止したのだそうです。

8 The traditional authorities, angry at the action of the Zongo youth, banned the
9 Moslem community from burying their dead on any Gbi (Hohoe) land.

10

11 さて、ここで"The traditional authorities"とは何か、難民認定との関係では重要にな
12 ってきます。この組織が、自警団のような私的団体であるのか、それとも、国家統治機構
13 に位置づけられる組織であるのか、イスラム教徒に対する迫害を考える上で重要です。
14 答えは、後者です。ガーナでは、伝統首長という制度が国家統治機構に組み込まれており、
15 ガーナにおける地方分権を支えているのだそうです。"traditional authority"を日本語でど
16 う訳するべきか、はっきりしないのですが、「伝統首長制度(chieftaincy)」という言い方
17 はあるようです。この制度は、1992年憲法(現行憲法)22条により存続を保障されていま
18 す。一方で、首長が法の支配を損なっている、という指摘もあるようです。

19 出典)

20 [http://www.compasnet.org/blog/wp-content/uploads/2010/11/Policy%20brief_15_A4](http://www.compasnet.org/blog/wp-content/uploads/2010/11/Policy%20brief_15_A4.pdf)
21 [.pdf](http://www.compasnet.org/blog/wp-content/uploads/2010/11/Policy%20brief_15_A4.pdf)

22 http://www.grips.ac.jp/forum/pdf08/ghana/No.2_Aug.07_.pdf

23

24 このように、国家統治制度の一部をなす伝統首長制度によって、イスラム教徒はホホエ
25 において一般的に死体の埋葬を禁止される、という事態に直面していたと理解することが
26 できます。

出身国情報クエリー

COI Query

ID 番号 G-2013-1a
回答日 2013年6月20日

Q. ガーナ: ボルタ(Volta)州 Hohoe 村におけるイスラム教徒が置かれている現状および2012年6月に同村 Zongo 地区で起きた宗教指導者の死体埋葬を巡る衝突、特にその刑事処罰の取り扱い(特定の宗教の信者や特定の部族のみが処分されるなどの不公平な対応がとられているかどうか。)

行番号

1 この「埋葬禁止」状態は、以下の記事においても確認できます。2013年5月の段階に
2 おいてもまだ、埋葬地がホホエには「ない」と記されています。ここで問題は「ない」と
3 いうのが物理的に「ない」のか、禁止されているがゆえ「ない」のか、です。この記事は
4 前者のように読者を導きます(写真が墓の乱立とそれゆえの墓地の欠乏を連想させる)が、
5 実は上記の「禁止」と関係しているのではないのでしょうか。

6

7 出典)

8 <http://citifmonline.com/?id=1.1397316>

9

10 こうして、ホホエにおいて一般的にイスラム教徒の埋葬が禁止された状況のなか、イス
11 ラム教の指導者(imam)の遺体を埋葬するため、ホホエのゾングのイスラム教会関係者
12 (elders)が、宗教指導者(Imam)であった Alhaji Alhassan の遺体の埋葬の許可を申し出た
13 ところ、先の事件において病院関係者らを殺害したゾングの若者たちに謝罪させることを
14 条件として提示したようです。

15 Last Sunday, the Imam at Hohoe Zongo, Alhaji Alhassan, died and when the Zongo
16 elders sought permission from Togbega Gabusu to bury him, the chief was said to
17 have asked those who had assaulted the members of staff of the hospital to apologise
18 before being granted permission to bury the dead.

19

20 出典)

21 <http://www.modernghana.com/news/400791/1/curfew-imposed-at-hohoe.html>

22

23 この"paramount chief"からの条件提示を無視して、ゾングの若者たちは遺体を埋葬したよ
24 うです。これに対してホホエの若者たちは墓を暴き、遺体を道路脇に投げ捨てたというこ
25 とです。(なお、許可は得ていた、と指摘する情報も【G-2013-1】において紹介しており
26 ますが、いずれにしても一般的に埋葬が禁止されていたということです)

出身国情報クエリー

COI Query

ID 番号 G-2013-1a
回答日 2013年6月20日

Q. ガーナ: ボルタ(Volta)州 Hohoe 村におけるイスラム教徒が置かれている現状および2012年6月に同村 Zongo 地区で起きた宗教指導者の死体埋葬を巡る衝突、特にその刑事処罰の取り扱い(特定の宗教の信者や特定の部族のみが処分されるなどの不公平な対応がとられているかどうか。)

行番号

1 The reports indicated that the Zongo youth disregarded the chiefs request and went
2 ahead to bury the Imam. For disregarding the order of the paramount chief, some
3 Hohoe youth went and exhumed the corpse of the dead Imam and deposited it by the
4 road side.

5

6 ここから、外出禁止令を必要とするような紛争・暴動へと争いがエスカレートしていつ
7 たようです。この関連で難民条約上の「迫害」があるとするれば、(1)中央政府によるゾンゴ
8 住民(イスラム教徒たち)への執拗な攻撃、(2)ホホエ住民たち(私人)によるゾンゴ住民(イス
9 ラム教徒たち)への執拗な攻撃が、何らかの形で中央政府によって裏支えされている、のい
10 ずれかということになります。

11

12 ここで、後者(2)の可能性については、中央政府(内務大臣)のアボア(Aboah)によって署
13 名され内務省によって発された声明は、ホホエおよび周辺地域における全ての人々(all
14 persons)について、あらゆる武器(arms, ammunition or offensive weapon)の携帯を禁止
15 し、それが破られた場合にはいかなる者も(any person)逮捕・起訴することを述べていま

16

17 A statement signed by the sector Minister, Mr W. K. Aboah, and issued by the ministry
18 said there was a ban on all persons in Hohoe and its surrounding areas from carrying
19 arms, ammunition or any offensive weapon and any person found with such items
20 would be arrested and prosecuted.

21

22 つまり、少なくとも形式上は、中央政府はイスラム教徒だけを特定して罰しようとして
23 いるわけではないことがわかります。ただし、実質的にどのような扱いがあったのか、確
24 認できる情報は入手できませんでした。

25

26 別件ですが、関連がないとは言いきれない内容として、ゾンゴの住民に居住条件
(conditions)を課そうとする動きのあることを示す情報があります。つまり、ホホエから
のゾンゴの排除にもつながると思います。ただし、ホホエの安全保障委員会が伝統首長理

出身国情報クエリー

COI Query

ID 番号 G-2013-1a
回答日 2013年6月20日

Q. ガーナ: ボルタ(Volta)州 Hohoe 村におけるイスラム教徒が置かれている現状および2012年6月に同村 Zongo 地区で起きた宗教指導者の死体埋葬を巡る衝突、特にその刑事処罰の取り扱い(特定の宗教の信者や特定の部族のみが処分されるなどの不公平な対応がとられているかどうか。)

行番号

1 事会にその撤回を呼びかけていることからすれば、少なくとも中央政府にはこのようなイ
2 スラム教徒への圧迫を是正すべしとする姿勢が伺えます。

3 ホホエ地方安全保障委員会(Hohoe Municipal Security Committee, MUSEC)は、Gbi
4 伝統首長理事会(Traditional Council)に対し、ホホエにおけるイスラム教徒たちに各種制
5 約(conditions)を課すことを控えるよう呼びかけたとのこと。

6 The Hohoe Municipal Security Committee (MUSEC) has appealed to the Gbi
7 Traditional Council to refrain from setting conditions for the Muslim community
8 there.

9

10 出典)

11 <http://edition.myjoyonline.com/pages/news/201207/90611.php>

12

13 なお、中央政府の意向はともかく、ガーナにおいては実態的には法の支配が十分ではない
14 のではないかと疑わせる材料として、国連人権理事会による以下の指摘があります。

15

16 UPR (普遍的・定期的レビュー)において、ガーナに対し以下の勧告(結論および/または
17 勧告)がなされている(2008年5月29日付け)。

18 「... 司法制度を更に強化させ、司法の腐敗に対する措置を講じ、... 司法制度の改革を完
19 了させること…」

20 II. CONCLUSIONS AND/OR RECOMMENDATIONS

21 68. In the course of the discussion, the following recommendations were made to
22 GHANA

23 To further strengthen judicial structures, adopt measures against corruption in the
24 judiciary and introduce more education and training for police, courts and social
25 services to ensure their effective and appropriate reaction to all cases of domestic as
26 well as other kinds of violence against women (Czech Republic); to complete the

出身国情報クエリー

COI Query

ID 番号 G-2013-1a
回答日 2013年6月20日

Q. ガーナ: ボルタ(Volta)州 Hohoe 村におけるイスラム教徒が置かれている現状および2012年6月に同村 Zongo 地区で起きた宗教指導者の死体埋葬を巡る衝突、特にその刑事処罰の取り扱い(特定の宗教の信者や特定の部族のみが処分されるなどの不公平な対応がとられているかどうか。)

行番号

- 1 reform of the judicial system (Switzerland)
- 2 出典)
- 3 http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/GH/A_HRC_8_36_Ghana_E
- 4 .pdf
- 5
- 6 まとめると、このホホエ村におけるイスラム教徒に対する扱いについては、イスラム教徒
- 7 であるゾンゴの人々が一律に一定の規制の対象とされ、そのことに対する不満から、両者
- 8 入り乱れての暴力的紛争へと発展したという流れを見て取れます。もちろん、それが迫害
- 9 なのか、あるいは、適切な統治であるのかについては意見が分かれるでしょう。しかし少
- 10 なくとも、中央政府は伝統首長制度に対してゾンゴの扱いを正すよう働きかけており、そ
- 11 のことは、(1)そのような働きかけが必要とされる不当な扱いであった可能性が高く、また、
- 12 (2)そのような働きかけは実効レベルでの判断抜きに、政府の意図的放置や能力不足による
- 13 保護の欠如(すなわち私人による迫害に対する「国内保護選択肢」の有無)を見極めること
- 14 は困難であろうと推察させるものと言えるのではないのでしょうか。